

令和5年度  
包括外部監査の結果に関する報告書  
及びこれに添えて提出する意見  
【概要版】

学校教育に係る財務事務の執行状況  
及び事業の管理運営について

福島市包括外部監査人  
公認会計士 富樫 健一

## **第1章 総論**

### **第1節 包括外部監査の概要**

#### **1 包括外部監査の種類**

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号。以下、「法」という。）第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

#### **2 選定した特定の事件**

福島市の学校教育に係る財務事務の執行状況、事業の管理運営について

#### **3 外部監査の対象期間**

原則として令和4年度の執行分  
（必要に応じて他の年度も対象とする。）

#### **4 外部監査の実施期間**

令和5年7月25日から令和6年3月25日まで

#### **5 特定の事件を選定した理由について**

学校教育は将来の社会を担う子供たちを育成するものであるが、少子化による児童生徒数の減少、教職員の働き方改革、学習指導要領の改訂、ICTの技術革新やグローバル化の一層の進展など取り巻く環境が変化している。また、福島市は東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による影響も収束していない。更には過去に経験したことのない自然災害や新型コロナウイルス感染症への対策も求められている中でも「学びをとめない、学び続ける」対応が求められている。

福島市は、「福島市教育振興基本計画（令和3年度～令和7年度）」を教育基本法に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置

付け、令和 3 年度から令和 7 年度までの「第 6 次福島市総合計画」における教育分野と「福島市の教育の大綱」とも整合性を図りながら策定し、各年度の実施計画を策定している。

財政面では、福島市の令和 4 年度一般会計予算（当初）1,159 億円に対して、教育費の歳出が 123 億円であり歳出額に占める割合が 10.6%となっており、予算に占める重要度も高い。

以上のような背景から、学校教育等に関する現状把握に基づき、正確な課題認識を行い、その対応について財務事務の執行状況、経済性・効率性・有効性の観点から監査を行うことは有効であると判断し、特定の事件として選定した。

## 6 包括外部監査の方法

### (1) 監査の要点

学校教育に関する事務の執行等について、地方自治法、条例及びその他の法令等に従い、迅速、適正かつ合理的に実行されているか、更に最少の経費で最大の効果をあげる原則、法第 2 条第 14 項及び第 15 項に規定する組織及び運営の合理化に努めるべき原則等の趣旨に沿って事業が行われているかどうかについて監査を実施した。

### (2) 監査手続

- ① 事務執行に関する各種規程を入手し、整備状況等を検証した。
- ② 関係書類を閲覧し検証した。
- ③ 所管部局等の関係者への質問等により、事務の執行状況を検証した。
- ④ 必要に応じて関連施設等への現場視察を実施した。
- ⑤ 検出された問題点に関して、その改善策の検討を実施した。
- ⑥ その他必要とした手続きを実施した。

## 7 監査対象機関

福島市教育委員会事務局 教育総務課、学校教育課、教育研修課、教育施設管理課  
杉妻小学校、大森小学校、鎌田小学校、福島第一中学校、北信中学校、信陵中学校  
東部学校給食センター、廃校施設10施設（旧茂庭小学校滝野分校、旧大波小学校上染屋分校、旧茂庭中学校、旧大波小学校、旧土湯小学校、旧青木小学校、旧東湯野小学校、旧中野小学校、旧水原小学校、飯野町教職員住宅）

## 8 外部監査の補助者

公認会計士 高久 健一  
公認会計士 須賀 俊一  
公認会計士 渡邊 さやか  
公認会計士 勝田 博之  
公認会計士 中鉢 政彦  
公認会計士 鈴木 貴也  
試験合格者

## 9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

※本文中の金額の表示については、原則として表示単位で切捨て表示をしており、合計額が一致しない場合がある。

### 第2節 包括外部監査の監査結果

#### 1 監査の結果について

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内 容	件数
指摘	現在の法令等に照らして違反又は不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘】と表記する。	37
意見	「指摘」には該当しないが、監査人が、改善を要すると判断した事項又は検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。	49

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、現状の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果及び意見については、特段の断りがない場合は、令和6年1月末現在の判断に基づき記載している。

《学校教育課》

1 学校教育就学援助・就学奨励費（教育施設管理課所管の学校給食関連を含む）

（1）システム内の認定基準と実施要綱の認定基準の不一致【指摘】

就学援助対象者の判定を行う際に利用している「学校事務支援システム」について、システムベンダーから提供された計算式概要と、福島市就学援助実施要綱（以下、「実施要綱」という。）が相違している。

＜今後対応すべき点＞

要綱に合わせてシステム内の判定規則を変更する必要がある。ただし、システム内での判定規則は適切に設定されており、ベンダーから提供された計算式概要の記載が誤っている可能性も考えられることから、システム内の判定規則や計算式概要を再度確認することが望まれる。

（2）実施要綱の更新漏れ【指摘】

福島市は就学援助支給対象者か否かを判定する際に利用する生活扶助基準額について、実施要綱第4条において平成25年4月1日現在のものを用いると規定しているが、実際は平成30年4月1日現在のものを用いている。

＜今後対応すべき点＞

実施要綱を更新する必要がある。

（3）生活扶助基準額の算定方法について【指摘】

福島市は実施要綱第3条及び第4条において支給条件について定義しているが、生活扶助基準額について、学校事務支援システムと生活保護基準の算定方法に相違点がある。

- 1 基準生活費の算定において基準額の取扱いが生活保護基準と相違している。
- 2 基準生活費の算定において冬季加算の月数が生活保護基準と相違している。
- 3 基準生活費の算定において期末一時扶助の取扱いが生活保護基準と相違している。
- 4 住宅扶助が生活保護基準と相違している。

＜今後対応すべき点＞

- 1 実施要綱等で定めた規則には従う必要があり、また、制度の見直しを行った場合には、その判断過程や根拠を次回の見直し時まで保存しておくことが望ましく、特に、生活保護基準と相違する取扱いとなる場合には、当該相違部分について十分に説明可能な資料を整備しておくことが必要である。

本件の場合、実際の運用状況に合致するよう福島市就学援助実施要綱を加筆修正することが望ましい。

- 2 生活保護基準と相違する取扱いとなる場合には、当該相違部分について十分に説明可能な資料を整備しておくことが必要である。
- 3 期末一時扶助を加算しない場合、生活保護基準における取扱いと相違する以上、

期末一時扶助を加算しない根拠を明確にしたうえで、実施要綱にも明記することが必要であり、判断根拠についても次回の見直しまで保管しておくことが望ましい。

- 4 住宅扶助加算対象世帯については住宅扶助の判定を行ったうえで、否認定となった案件についてのみ実際の家賃を追加調査し、限度額の範囲内で再判定を行う等の対応を検討することが必要と考える。

(4) 令和5年度の就学援助制度の見直しについて【指摘】

生活扶助基準額については令和6年度分の申請からの見直しについて、福島市就学援助事務取扱要領に沿った運用がなされていない。

<今後対応すべき点>

令和7年度分の申請が開始される令和7年1月までには、基準額の見直しを完了させる必要がある。また、令和6年度の申請分についても十分に検討しておく必要がある。

(5) 所得金額の定義について【意見】

所得額が所得控除前後どちらの所得額を指すのかが実施要綱上明確になっておらず、実務上は所得控除前の金額で判定が行われている。

<今後留意すべき点>

就学援助制度における支給対象者の認定基準は、市が独自で設定するものであることから、実施要綱第3条における所得額がどの金額を指すのかは明確にする必要があり、実施要綱を加筆修正することが望ましいと考える。

## 2 働き方改革

(1) 時間外勤務時間の把握について【意見】

令和5年8月以降導入された統合型校務システムは、出退勤の打刻を適切に行わなければ時間集計は不正確になってしまうという弱点がある。また、持ち帰り残業に関しては、勤務時間データには反映されていない。

<今後留意すべき点>

持ち帰り残業も含め、勤務時間を正確に記録し把握するという点について、教育委員会及び学校ともにより一層の意識の醸成にご留意頂きたい。

持ち帰り残業の問題に関しては、各学校足並み揃えての対応が必要であり、今後教育委員会側での実態調査やガイドライン等の作成も必要になってくると考える。

(2) 時間外勤務時間の分析・対応について【意見】

令和4年度は平均で教職員全体の30.8%が月次の時間外勤務時間が45時間以上となっている。

<今後留意すべき点>

月 45 時間以上が常態化している教員は、月 80 時間超過の教員と同様にメンタルヘルスケアの対応が必要となってくると考えられるためご留意頂きたい。

(3) 長時間の時間外勤務時間の解消に向けた取組について【意見】

教職員のノー残業デーの設定は、基本的には教職員の自主性に任せているとのことであり進捗していない。

<今後留意すべき点>

1 教員以外の外部人材の拡充

スクールカウンセラーやスクールサポートスタッフの増員

2 電話連絡対応

携帯端末によるメール連絡や複雑な問題の場合には予約制により ICT を活用した双方向での対話等の活用推進

≪教育研修課≫

1 スクールソーシャルワーカー派遣事業

(1) 予算残額について【意見】

社会保険加入対象及び期末手当対象者がいないこと等により予算残額が令和 2 年度以降、増加傾向になっている。

<今後留意すべき点>

事業に必要な費用を予算措置していること、文部科学省においても同様の補助金制度があることから、事業目的が達成できるように、福島県の復興事業のみを財源としない対応も望まれる。

2 心のケア推進事業費

(1) 消耗品費の支出について【意見】

消耗品費として支出した検査用紙等の一部について、実態として翌年度に使用する在庫を確保するために予算を確保し、支出した状況になっている。

<今後留意すべき点>

当該年度に使用するための検査用紙等については、当該予算で支出すべきである。

(2) 予算残額について【意見】

負担金補助及び交付金は、予算措置されているものの、依然として執行されていない。

<今後留意すべき点>

全体的な予算規模からは少額であるものの、厳しい財政状況から、予算の必要性を精査する必要がある。

### 3 ICT 教育関係 総論

#### (1) 今後の ICT の活用について【意見】

ICT を活用したデジタルドリルやA I ドリルの活用等ソフト面に移行しているが、ICT 活用が十分とは言えない。

##### <今後留意すべき点>

今後、ICT 活用の実態調査を行い、ガイドライン等を作成し、教育委員会主導でモニタリングも含めて ICT の活用推進をご検討頂きたい。

#### (2) ICT 教育における成果指標について【意見】

「福島市教育振興基本計画（令和 3 年度～令和 7 年度）」における ICT 教育に関する指標は、いずれも教員側の割合である。

##### <今後留意すべき点>

今後、基本計画策定の際には、児童生徒側の視点の成果指標を設定することをご検討頂きたい。

### 4 ICT 教育フューチャービジョン推進事業費/令和 4 年度 Web 会議ソフト購入

#### (1) 予定価格の設計について【意見】

予定価格調書の予定価格（入札書比較価格）は、複数業者からの参考見積額とも異なっていた。どのようにして予定価格に至ったのか経緯がわからない。

##### <今後留意すべき点>

予定価格に至った経緯をより具体的に文書で残しておくことが必要と考える。今後ご検討頂きたい。

### 5 ICT 教育フューチャービジョン推進事業費/福島市小・中・特別支援学校 ICT 支援業務委託

#### (1) 予定価格の設計について【指摘】

予定価格調書の予定価格（入札書比較価格）及び設計（見積）金額の根拠は、1 枚の積算書のみであった。詳細を記した内訳明細書は、作成はしていないとの回答であった。また、業者からの参考見積も確認はできていない。このような状況下で、予定価格が設計、承認されていたとすれば問題と考える。

##### <今後対応すべき点>

適切なプロセスに沿った予定価格の設計が必要である。

#### (2) 契約保証金の扱いについて【意見】

今回の契約においては、入札保証金は、免除され、契約保証金は、原則通り納付され



ている。契約保証金についても同様の容認規定があり、公正の観点から減免を行っていないというのは取扱いが統一されていない。

<今後留意すべき点>

全庁一律とのことであるが、今後は、市として個別に要件の有無を確認し、必要に応じて減免を実施していただくことをご検討頂きたい。

## 6 ICT 教育フューチャービジョン推進事業費/ふくしま支援学校無線 LAN 環境構築業務委託（令和 3 年度繰越明許費）

### (1) 入札不調の回避について【意見】

当初の入札不調は、先方が予算額を超過した金額で入札してきたことにある。消費税の取扱いに問題があった。

<今後留意すべき点>

今後は、予定価格設計において徴求する参考見積書は、消費税の扱いを明示すること、かつ相互に参考見積書に消費税が含まれているか否かの確認を徹底する必要があることにご留意頂きたい。

## 7 ICT 教育フューチャービジョン推進事業費/福島市立小中特別支援学校学習用端末賃貸借及び福島市立小中特別支援学校学習用端末賃貸借（追加調達分）

### (1) 随意契約理由書の根拠法令について【指摘】

プロポーザル公募、選定委員会を経た結果、決定された事業者との契約の根拠法令は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号ではなく同項第 2 号が適当である。

<今後対応すべき点>

同様の契約形態があった場合ご留意頂きたい。

## 8 ICT 教育フューチャービジョン推進事業費/令和 2 年度小中学校指導用パーソナルコンピュータ等賃貸借及び令和 2 年度小中特別支援学校指導用パーソナルコンピュータ等賃貸借（追加調達分）

### (1) 予定価格の設計について【意見】

当初分と追加調達分において、予定価格の設計に当たって積算方法が異なっていたが、その相違に至った明瞭な記載はない。

<今後留意すべき点>

このような場合には、その相違を明瞭かつ具体的に文書で残しておくことが必要と考える。今後ご検討頂きたい。

## 9 学校教育情報ネットワークシステム運用費/福島市校務情報システム運用業務委託

### (1) 廃棄書類の記録について【意見】

平成 26 年当時の公募型プロポーザル方式の選定状況についての資料が、文書の保存期間（5 年）を経過しているため廃棄済みであった。

<今後留意すべき点>

文書の保存期間を終えている書類であっても、内容や金額が重要なものについては、保存を継続するかその概要等の記録を残すべきと考える。今後ご検討頂きたい。

#### 10 学校教育情報ネットワークシステム運用費/令和 4 年度福島市校務情報システム用機器賃貸借

##### (1) 予定価格の設計について【意見】

予定価格調書の予定価格（入札書比較価格）は複数業者からの参考見積額とも異なっており、どのようにして予定価格に至ったのか経緯がわからない。

<今後留意すべき点>

予定価格に至った経緯をより具体的に文書で残しておくことが必要と考える。今後ご検討頂きたい。

#### 11 学校教育情報ネットワークシステム運用費/パーソナルコンピュータ等賃貸借

##### (1) 利用状況の調査について【意見】

Windows のパーソナルコンピュータの利用状況が不明である。

<今後留意すべき点>

利用状況調査を行い、利用実態を把握する必要がある。

### 《教育施設管理課》

#### 1 福島型給食推進事業費

##### (1) 補助対象事業区分と交付対象について【指摘】

福島市が実施する事業に対して、設置者である福島市が学校に対して補助金を交付している。この補助金の実態から交付対象は保護者負担の軽減に対する補助金であると考える。

<今後対応すべき点>

助成される対象を再確認し、保護者の事務的な負担軽減については事務手続を代理委任状等に対応する等、支給実態及び実務上の対応を踏まえた補助金交付要綱の整備が必要である。

##### (2) 学校給食費会計の公会計化【意見】

長期計画の目標である公会計化については進展していない。

<今後留意すべき点>

公会計化等を導入することにより、給食費の保護者負担の統一による公平性確保、会

計の透明性確保や、学校教職員の事務負担の軽減など、公会計化等による効果は非常に大きい。先進的取組を行う地方公共団体の事例について、福島市においても実務上参考にし、積極的に学校給食費の公会計化を促進していくべきである。

(3) 補助額の算出について【指摘】

保護者負担が軽減額（補助額）について、単独給食実施校では、1食あたり食材費の単価は各学校が独自に算定していることから、給食費の約1/4の負担軽減となっていない。

<今後対応すべき点>

公平性の観点から1食あたりの食材費単価が相違するケースごとに補助額が決定されるべきである。また、公平性と説明責任の観点から結果のみを報告するための資料だけでなく、算出資料や根拠資料の保管状況の見直し、説明できる体制の整備について検討すべきである。

2 管理運営費（南部学校給食センター給食運送委託契約）

(1) 一者随意契約と予定価格の設計について【意見】

委託業務の予定価格について、市の積算資料は業者の参考見積書金額を配送車両と項目ごとにまとめた表として紙面1枚であった。予定価格は業者見積額と同額で設計され、平成30年度以降、継続して落札率は100%であった。

<今後留意すべき点>

参考見積を徴取する場合には、原則として複数の業者から徴取するとともに、参考見積をもとに予定価格を設計する場合には、独自に検証することができる項目がないか複数の業者の見積書や取引実例の比較等を行い、より適正な予定価格の設計に努めることが望ましい。

市の予定価格の積算資料は、市が見積書を基にどのように検証し、予定価格の設計を行ったのか記録を残すべきである。予定価格積算の考え方、客観性についてどのように説明責任を果たせるのかについて再度検討いただきたい。

(2) 決裁文書（一般発議書）の記載事項の欠如について【指摘】

決裁文書（一般発議書）の決裁欄に決裁年月日が記載されていない。さらに、文書分類記号欄及び保存年限欄の記載もされていない。これ以外にも、空欄が散見されているが、文書事務の経過を明らかにするために記載が必要と考えられる。

<今後対応すべき点>

内部規程等に遵守した起案文書の事務手続の運用をするべきである。

現在は電子決裁システムが整備され、記載を要する欄についてはシステム上で入力求められるようになっているが、記載を要する各欄の趣旨を起案者、決裁者ともに認識

した上で、電子決裁の事務を運用していく必要がある。

(3) 仕様書の記載内容について【指摘】

当該委託業務の仕様書について、必要とされる情報が大幅に欠落している。現在の仕様書の内容では、仕様書として役割を果たしているとは言い難い。

<今後対応すべき点>

仕様書の本来の趣旨、目的を再度認識し、予定価格の設計の適正化という観点からも適切な仕様書を提示する必要がある。

(4) 契約条項の記載漏れについて【指摘】

当該業務委託契約書を確認したところ、契約保証金について記載がなく、契約条項の記載漏れがあった。

<今後対応すべき点>

福島市財務規則において、「契約保証金に関する定め」につき、契約書に記載するものとされており、規則を遵守して事務手続の運用をすべきである。

### 3 学校給食費

(1) 1食あたり食材費の算定検討資料と公表について【指摘】

客観的に1食あたりの食材費が適正であるか判断できない状況であった。福島市学校給食センター運営委員会においても、改定額の算定検討内容までは踏み込んでおらず、改定単価報告のみであった。

また、福島市における学校給食費の単価に関する情報公表内容についても説明責任が果たされているとは言い難い。

<今後対応すべき点>

1食あたり食材費の算定検討資料の作成と資料の管理状況の再確認、同時に算定検討した過程の公表による市の説明責任のあり方について、改めて検討する必要がある。

(2) 学校給食費の徴収・債権管理の公平性の確保について【意見】

福島市の学校給食費の徴収・債権管理については、学校で徴収・管理されている徴収未納額（滞納額）に関しては、単独給食実施校の方が学校給食センター受配校よりも滞納額が少なく、学校の徴収意欲によって徴収額が変動することも考えられ、公平性の観点から非常に問題である。

<今後留意すべき点>

納付に非協力的な未納者に対しては、福島市学校給食長期計画 2021 に記載しているように法的手続きによる督促制度、強制執行も進めるべきである。これらの法的制度を活用せずに時効による債権放棄が行われている現状は、著しく不公平である。未納解消

に対する手続きの厳格化も進めることも必要であると考え。

#### 4 福島市東部学校給食センター

##### (1) 納品書の保管について【意見】

単位が相違している場合の納品書が発生した場合は、納品書を差し替えて保管し、差替え前の納品書は破棄している。

##### <今後留意すべき点>

差替え前の納品書は、差替えとなった原因が記載されている帳票であることから、今後は差替え前の納品書についても保管することが望ましい。

青果物給食で納品時に単価の記載がない納品書は、栄養士が1ヶ月程度保管した後、廃棄している。

##### <今後留意すべき点>

少なくとも支払決済が完了するまでは保管することが望ましい。

##### (2) 食品残さ等について【意見】

食品衛生管理の観点から、食べ残しが発生した場合は、給食センターに戻し、廃棄処分しているが、増加傾向となっている。

##### <今後留意すべき点>

食べ残しや調理残さは、堆肥化するなどの利活用を検討する必要がある。

#### 5 杉妻小学校屋上防水及び北校舎等外壁改修工事

##### (1) 変更契約について【意見】

変更金額が大きく、追加工事となった要因も設計段階で実施していれば発見できた可能性があると考えられる。

##### <今後留意すべき点>

予算執行の観点からも設計段階の深度ある現地調査を実施すべきと考える。

#### 6 渡利中学校屋内運動場改築事業/地盤改良工事

##### (1) 工事契約の方式について【意見】

既存道場解体工事及び外構工事が市単費の単年度事業、地盤改良事業及び建築本体工事は国庫補助の2か年継続事業のため、それぞれの工事に分解して事業を行ったとのことである。工事の性質上、地盤改良工事及び建築本体工事は一体の工事として実施した方が、事業コスト、入札及び契約事務に係る行政コスト等の面から有利だったのではないかと。

＜今後留意すべき点＞

検証が必要と考える。

≪小中学校及び廃校視察結果≫

#### 1 杉妻小学校

##### (1) 教職員の勤怠管理について【意見】

令和5年2月分について、出退勤記録が、出退勤ともない、出退勤いずれかがない、勤務時間内にあるという教員が散見され、時間集計は不正確であったと言わざるを得ない。

令和5年8月からは統合型校務支援システム内での直接打刻に切り替えられているが、依然として打刻やその修正の不適切さにより時間集計が不正確となっていた。今回のシステムでも出退勤の打刻を適切に行わなければ時間集計は不正確になってしまうという弱点がある。

＜今後留意すべき点＞

今後、勤務時間を正確に記録するということにつき、教員個人、管理職ともにより一層の意識の醸成にご留意頂きたい。

##### (2) 非常用階段の使用制限について【意見】

昇降口の横にある非常階段は、立入禁止が明示されていない。ロープによる制限だけでは容易に入ることが可能であることから、現行の対応は不十分である。

＜今後留意すべき点＞

立入禁止の事実を明示すべきである。

##### (3) 備品の管理について【指摘】

給食室で使用されている食器消毒器に備品を特定する標識が貼られていなかった。

＜今後対応すべき点＞

備品は市の財産であり標識は貼付することとなっているが、主に給食室で使用する備品については、通常の標識は適さないことから、他の適当な方法により標識の貼付を徹底する必要がある。

##### (4) 教材備品の管理状況について【指摘】

現在使用していないオルガンが、廊下に放置されていた。

＜今後対応すべき点＞

今後の使用可能性を検討し、不用か否かについて適切な対応が望まれる。

(5) 図書の管理状況について【指摘】

年度内において現物と台帳の照合が実施出来ていない。実物と台帳の差異が多く生じており、従来の蔵書の管理状況は不十分であったと言わざるを得ない。

<今後対応すべき点>

電子化に移行することに伴い、図書の現物管理については今以上の体制を整備する必要があると考える。

(6) タブレット端末の管理について【指摘】

管理台帳を閲覧したところ未返却となっているタブレット端末が1台ある。未返却タブレット端末を貸与された児童は、既に転校している。

<今後対応すべき点>

タブレット端末が転売される可能性は皆無とは言えないため、貸与者とその家族に引き続き返却するよう対応する必要がある。

(7) 管理台帳の記載漏れについて【意見】

児童に貸与されているタブレット端末の貸与状況を管理している管理台帳について、配布年月日の漏れが散見された。

<今後留意すべき点>

管理台帳に記載すべき項目は網羅する必要がある。

## 2 鎌田小学校

(1) 教職員の勤怠管理について【意見】

令和5年4月分について、出退勤記録が、出退勤ともない、出退勤いずれかがない、勤務時間内にあるという教員が散見された。同月の時間集計は不正確であったと言わざるを得ない。

令和5年8月からは統合型校務支援システム内での直接打刻に切り替えられているが、依然として打刻やその修正の不適切さにより時間集計が不正確となっていた。今回のシステムでも出退勤の打刻を適切に行わなければ時間集計は不正確になってしまうという弱点がある。

<今後留意すべき点>

今後、勤務時間を正確に記録するということにつき、教員個人、管理職ともにより一層の意識の醸成にご留意頂きたい。

(2) 学校校舎の整備状況について【意見】

鎌田小学校の校舎は老朽化が進行している。今回確認した校舎入口の軒天の劣化については、安全対策は講じている。

<今後留意すべき点>

根本的な修繕が必要である。

(3) 図書の管理状況について【指摘】

年度内において現物と台帳の照合が実施出来ていない。実物と台帳の差異が多く生じており、従来の蔵書の管理状況は不十分であったと言わざるを得ない。

また従来の図書台帳については、過去の図書台帳については廃棄済みとなっているものや所在不明となっているものが混在していた。書籍の一部を各教室の前に置くなどにより所在が不明となっている本もある。

<今後対応すべき点>

電子化に移行することに伴い、図書の現物管理については今以上の体制を整備する必要があると考える。

教室に置いてある書籍も図書館から教室への貸出状況の管理を行うなど、すべての本に管理が行き届く運用方法を検討していく必要がある。

(4) 学校給食費/現金出納簿の押印漏れについて【指摘】

学校給食事務の手引では、「材料費や給食費の支払のため口座から払い出した際、校長の認印を押印する。」ことになっているが、認印の押印が漏れていた。

<今後対応すべき点>

学校給食事務の手引に沿った対応が必要である。

(5) 学校給食費/就学援助返納について【指摘】

就学援助制度の対象児童にかかる令和4年度分の給食費返納については、いずれの返納についても受領書が保管されていなかった。

<今後対応すべき点>

学校給食事務の手引に沿った対応が必要である。なお、令和5年度以降は適切に保管されていることを確認した。

(6) 学校給食費/現金出納簿の記載方法について【意見】

現金出納簿の記載方法について、実務上は原則通り手書きで記載されており、現金出納簿の記帳に時間を要している。効率性の観点からは現状が最良なのか疑問が残る。

<今後留意すべき点>

現金出納簿を手書きとすることで防止できている改ざんリスクを他の統制行動により防止できないか検討することが望ましい。



(7) 情報システムの管理について【意見】

本校においては 550 人程度の生徒のタブレットの管理状況を教員 1 名のみで管理している。

<今後留意すべき点>

負担軽減及びリスクの分散のためにも管理担当の教員を増やすなどしてタブレットの管理状況について効率的かつ効果的に運用することが望ましいと考える。

3 大森小学校

(1) 教職員の勤怠管理について【意見】

令和 4 年 6 月分について、出退勤記録が、出退勤ともにない、出退勤いずれかがない、勤務時間内にあるという教員が散見された。時間集計は不正確であったと言わざるを得ない。

令和 5 年 8 月からは統合型校務支援システム内での直接打刻に切り替えられているが、依然として打刻やその修正の不適切さにより時間集計が不正確となっていた。今回のシステムでも出退勤の打刻を適切に行わなければ時間集計は不正確になってしまうという弱点がある。

<今後留意すべき点>

今後、勤務時間を正確に記録するという点につき、教員個人、管理職ともにより一層の意識の醸成にご留意頂きたい。

(2) 学校校舎の整備状況について【意見】

①教室の傾き

外国語ルームとして利用している教室が、部屋の中心に向かって $1^{\circ}$ ～ $2^{\circ}$ 程度傾いている。このまま使えば生徒の平衡感覚が鈍り体調不良を引き起こす可能性が考えられる。

<今後留意すべき点>

床の張替えなどの対応が必要と考える。

②図工室として利用しているプレハブ小屋の状態

図工室として利用しているプレハブ小屋については特に状態が悪い。

<今後留意すべき点>

プレハブ小屋を新しくするなどの対応が必要と考える。

(3) 図書の管理状況について【指摘】

年度内において現物と台帳の照合が実施出来ていない。実物と台帳の差異が多く生じており、従来の蔵書の管理状況は不十分であったと言わざるを得ない。

<今後対応すべき点>

電子化に移行することに伴い、図書の現物管理については今以上の体制を整備する必要があると考える。

(4) 学用品・通学用品のレシート等提出一覧表の記載について【指摘】

保護者氏名や児童生徒氏名、購入した物品名が一部入力済みとなっている書面を保護者に渡していた。本来は作成者と確認者を区分することによって内部牽制を機能させることになる。

<今後対応すべき点>

実態としては保護者に一覧表の提出を求めることが困難な状況も想定されることから、今後は事務担当者が作成せざるを得ない場合には、異なる担当者が内容確認する等「特別支援教育就学奨励費事務処理手引」の修正を検討頂きたい。

#### 4 第一中学校

(1) 教職員の勤怠管理について【意見】

超過勤務時間の申請が漏れていると思われるケースも散見され、超過勤務時間の申請、時間集計が適切に行われていたかどうか疑義がある。

<今後留意すべき点>

令和5年9月からは統合型公務支援システムの勤怠管理システムを導入、利用しており、超過勤務時間の申請漏れは解消している。

(2) 突出した超過勤務時間者の存在について【意見】

令和4年度は前任教頭先生の超過勤務時間が突出している状況であった。著しい業務負荷が特定の役職に及んでいることも事実である。

<今後留意すべき点>

業務内容の見直しと個人の意識改革が必要であり、他の小中学校で同様な状況になっていないかどうか、改めて確認し、異常点が見受けられた場合は、是正措置を講じる必要がある。

(3) 不稼働物品の管理状況について【指摘】

1Fの資料室に使用していないと思われる備品が複数放置されている状況が確認された。これらの備品については、処分予定となっているものもあり今後の使用見込みがない備品も含まれている。

<今後対応すべき点>

学校財務事務のてびきに沿って、早急に処分する必要があると考えられる。

(4) 図書管理状況について【指摘】

年度内において現物と台帳の照合が実施出来ていない。実物と台帳の差異が多く生じており、従来の蔵書の管理状況は不十分であったと言わざるを得ない。

<今後対応すべき点>

電子に移行することに伴い、図書の現物管理については今以上の体制を整備する必要があると考える。

(5) 就学援助費/領収書の記載について【指摘】

就学援助費の支給について、就学援助費充当確認書兼領収書に保護者の現住所、保護者氏名を記載することとなっているが、申請時の書類と異なる筆跡となっているものが1件あった。

<今後対応すべき点>

領収書は申請者本人である必要はなく、保護者であれば良いこととなっているため、保護者氏名は確認者名とすべきである。

(6) 特別支援教育就学奨励費/決裁文書の押印漏れについて【指摘】

決裁文書である支出伺いのうち、教頭欄の押印が漏れているものが1件確認された。

<今後対応すべき点>

決裁文書については、押印漏れが無いように対応すべきである。

(7) 特別支援教育就学奨励費/個人別内訳書の修正漏れについて【意見】

特別支援教育就学奨励費個人別内訳書のうち、交流及び共同学習交通費の1名について修正となっていたが、内訳書の計・合計が修正されていなかった。

<今後留意すべき点>

内訳の計・合計についても修正すべきである。

(8) 委任払における普通預金の管理について【意見】

委任払のための普通預金口座について引出されている。学校によっては利息計上を継続している場合もあり、その取扱いが統一されていない。

<今後留意すべき点>

金額は少額ではあるものの、小中学校に残存している預金利息の取扱いを明確にする必要がある。なお、今後は利息を認識しない決済口座により運用することが望ましい。

## 5 北信中学校

### (1) 教職員の勤怠管理について【意見】

令和5年4月分について、出退勤記録が、出退勤ともない、出退勤いずれかがない、勤務時間内にあるという教員が散見された。時間集計は不正確であったと言わざるを得ない。

令和5年8月からは統合型校務支援システム内での直接打刻に切り替えられているが、依然として打刻やその修正の不適切さにより時間集計が不正確となっていた。今回のシステムでも出退勤の打刻を適切に行わなければ時間集計は不正確になってしまうという弱点がある。

#### <今後留意すべき点>

今後、勤務時間を正確に記録するということにつき、教員個人、管理職ともにより一層の意識の醸成にご留意頂きたい。

### (2) 校舎の老朽化について【意見】

修繕の要望書を出しているものの、修繕が行われておらず、つなぎ目の亀裂やひび割れが存在している。

#### <今後留意すべき点>

現在は学校生活に支障はないとのことであるが、ダメージがさらに大きくなることにより被害が出る可能性も想定されることから、可能な限り早急な修繕が必要であると考えられる。

### (3) 敷地フェンスに設置している防砂ネットについて【意見】

校庭の周囲に設置している防砂ネットは、長期間使用した結果、経年劣化に伴い破損が著しく機能していない状況にある。

#### <今後留意すべき点>

周辺住民の生活環境に影響を及ぼす懸念もある。今後の被害や苦情が寄せられる前に防砂ネットを張り替える等対処することが望まれる。

### (4) 備品への備品標識の貼付漏れについて【指摘】

現地視察の際に技術室で確認した、平成29年取得の木工工作台に備品標識が貼付されていなかった。

また備品台帳よりサンプルで抽出した1件は備品標識がなく備品台帳との照合ができなかった。

#### <今後対応すべき点>

所有する備品については、標識は貼付することとなっているため、備品管理の観点から標識の貼付を徹底する必要がある。

(5) 備品の除却申請のない除却について【指摘】

備品台帳のルームクーラーは所在不明との事であった。ルームクーラーについては除却申請書が提出されず、現物が滅失している、備品台帳にも登載された状況が放置されていることは問題である。また本校が紙面で管理する備品台帳には備品台帳の備考に除却年月日が記載されているにもかかわらず、除却申請書類がない備品も散見された。

<今後対応すべき点>

「学校財務事務のてびき」における学校備品の取扱いに関する記載を再度確認し、適切な対応をする必要がある。

(6) 教材備品台帳の登載漏れについて【指摘】

現地視察で監査人が技術室で確認した備品について、現在使用している紙面の教材台帳には登載されていない。

<今後対応すべき点>

現行の教材備品台帳にもれなく登載すべきである。データ管理を行う方針決定前でも、一度各学校で備品の実地棚卸を実施すべきである。今後は備品の登録漏れがないよう備品台帳の精緻化を図るべきである。

(7) 不要物品の保管状況について【指摘】

校内の階段や体育館脇など校舎の空きスペースに、使用していない備品が放置されている状況が散見された。

<今後対応すべき点>

早急に処分する必要があると考えられる。

(8) 図書台帳の帳簿棚卸と実地棚卸の数量乖離について【意見】

図書台帳で把握している帳簿数量と実地棚卸で把握できた数量に大きな乖離がある。中には、帳簿数量を上回る実地数量を所有している学校も存在するようである。

<今後留意すべき点>

今後はバーコード管理移行にあたり、廃校した施設からの在庫管理も踏まえて、棚卸管理を徹底すべきである。

(9) 返納に関する現金出納簿について【指摘】

学校給食費返納については、現金出納簿に校長私印を押印することとなっているが、押印漏れが1件確認された。

<今後対応すべき点>

今後は、押印漏れが無いように対応する必要がある。

(10) 学用品・通学用品のレシート等提出一覧表の記載漏れについて【指摘】

対象か対象外かを判定する区分欄が空欄となっている一覧表が存在していた。

<今後対応すべき点>

提出されたレシートが対象となっているかを判断した結果であるため、必要事項については、もれなく記載しておく必要がある。

(11) 決裁日付の漏れについて【意見】

決裁文書等について決裁日付の漏れがあった。

<今後留意すべき点>

学校単位での決裁文書という位置付けではあるが、必要事項は漏れなく記載しておく必要がある。

(12) 給食費の滞納について【意見】

給食費について、令和4年度に未納となっている中学2年生がおり、管理状況、令和5年度の入金状況を確認した。現在、該当者は中学3年になっているが、うち1名については、未納解消の目途が明確となっていない。

<今後留意すべき点>

福島市学校給食徴収金の未納解消処理に関する事務取扱要領に沿って管理、回収を行い債権放棄等の対応とならないように留意する必要がある。

## 6 信陵中学校

(1) 教職員の勤怠管理について【意見】

令和5年6月分について、出退勤記録が、出退勤ともない、出退勤いずれかがない、勤務時間内にある、土日勤務分がないという教員が散見された。時間集計は不正確であったと言わざるを得ない。

令和5年8月からは統合型校務支援システム内での直接打刻に切り替えられ、従来システムの問題点は改善されたが、出退勤の打刻を適切に行わなければ時間集計は不正確になってしまうという弱点がある。

<今後留意すべき点>

今後、勤務時間を正確に記録するということにつき、教員個人、管理職ともにより一層の意識の醸成にご留意頂きたい。

(2) 学校校舎の整備状況について【意見】

校舎東側の非常口は、非常時の避難経路確保の観点からは機能していない。

<今後留意すべき点>

早急に改善することが必要である。

(3) 備品の管理について【指摘】

利用されているにも関わらず廃棄年月日が記載されている備品が確認された。

<今後対応すべき点>

備品は市の財産である。そのため福島市財務規制 243 条に基づき定期的に備品の所在の調査が必要であり、備品台帳と現物との連携を適切に行う必要がある。

(4) 図書の管理状況について【指摘】

年度内において現物と台帳の照合が実施出来ていない。実物と台帳の差異が多く生じており、従来の蔵書の管理状況は不十分であったと言わざるを得ない。また本校においては過去に購入した図書台帳が所在不明となっていること、監査人が図書台帳からリストアップした現物も 3 件発見することが出来なかったこと等から、十分な管理ができていたとは言い難い状況であった。

<今後対応すべき点>

電子化に移行することに伴い、図書の現物管理については今以上の体制を整備する必要があると考える。

(5) 新入学児童生徒学用品・通学用品のレシート等提出一覧表の作成について【指摘】

新入学児童生徒学用品・通学用品のレシート等提出一覧表を提出させることとなっているが、実際には学校の事務担当者が作成している。

<今後対応すべき点>

本来、作成者と確認者を区分することによって内部牽制を機能させることになる。しかし実態として保護者に一覧表の提出を求めることが困難な状況も想定される。他の小中学校の運用も確認し、学校の事務担当者が作成している場合には、内容確認を異なる担当者にする等、「就学援助事務の手引き」の修正を検討頂きたい。

(6) 新入学児童生徒学用品・通学用品のレシート等提出一覧表における対象、対象外の判定について【意見】

児童生徒学用品・通学用品のレシート等提出一覧表を提出させることとなっている。一覧表の判定欄には対象、対象外を区分しチェックする欄があるが、いずれもチェックされていない一覧表が 2 件あった。

<今後留意すべき点>

事務担当者は、必要とする通学用品の購入品か否かは容易に判断することができると思われるが、確認した証跡を残すことにより事務担当者の業務における責任が担保されるため、チェック漏れが無いようにして頂きたい。

(7) 給食費の回収管理について【意見】

給食費は5月から口座振替を行うと50件以上の口座から振替不能となる結果となり、翌月以降に個別に回収するため、教職員に大きな負担となっている。生活保護世帯からの給食費回収が困難となっている。

<今後留意すべき点>

監査対象年度においては教職員の不断の労力により回収できているが、今後は給食費に関して滞納者が多数となり債権放棄とならないよう対応を検討することが望ましい。

(8) 教職員が使用するパソコンのパスワード管理について【意見】

教職員には校務のため各自にパソコンを貸与している。貸与しているパソコンに、パスワードは各自設定しているが、パスワードの更新期限のルールは明確に決まっていない。

<今後留意すべき点>

大文字と小文字及び数字を組み合わせるといった、パスワードの複雑性は一定程度確保しているとの事である。今後は定期的にパスワード変更をルール化することが望ましい。

7 旧茂庭小学校滝野分校【指摘】

建築後51年、廃校から27年経過しており軒下や外壁は傷んでいる箇所がある。現状は行政財産使用許可により地域住民が使用しているが、使用料の徴収等は行っておらず、かつ維持管理費は福島市で負担している。

<今後対応すべき点>

福島市学校施設等個別計画によれば民間への売却等を含め方向性の検討を進めていくとの方針であるが、維持管理費相当額の使用料の徴収や滝野町内会への譲渡等を行う必要がある。

8 旧大波小学校上染屋分校【指摘】

建築後76年、廃校から15年経過しており屋根の痛みや校舎脇は雑草が生い茂っている。現状は行政財産使用許可により地域住民が使用しているが、使用料の徴収等は行っておらず、かつ維持管理費は福島市で負担している。



<今後対応すべき点>

福島市学校施設等個別計画によれば民間への売却等を含め方向性の検討を進めていくとの方針であるが、維持管理費相当額の使用料の徴収や旧上染屋分校管理委員会への譲渡等を行う必要がある。

## 9 旧東湯野小学校【意見】

入口の施錠が不十分な箇所がある。

<今後留意すべき点>

グラウンドと屋内運動場を東湯野地区自治振興協議会へ行政財産使用許可はしているものの、日常の管理状況を確認しておくことが必要である。

《学校施設の統廃合の状況について》

### 1 福島市の対応状況【意見】

福島市は利用見込みのない施設について、公用・公共用の利活用・民間利活用について解体等も踏まえて検討を実施している。

<今後留意すべき点>

学校は、大規模施設であり、解体費用が相当額になる可能性があること、土砂災害警戒区域、国立公園内、市街化調整区域等の立地要因から売却が困難となる可能性があることから、提案型民間活力導入制度の活用、各施設等の状況に応じたサウンディング調査等、利活用に向け継続した取組が必要である。

### 2 廃校施設の維持管理費【指摘】

廃校施設については、光熱水費、損害保険料、機械警備料等の維持管理経費が発生している。なお、旧中野小学校及び旧水原小学校は令和5年3月廃止のため、廃止後の維持管理経費は減少すると考えられる。

<今後対応すべき点>

廃校施設といえども、令和5年3月廃止の2校を除く施設合計で年間4,783,141円の維持管理経費が発生している。今後の利活用が早急に決定しない可能性もあることから、現行の維持管理費が最小の経費となっているかどうか検証しておくことが必要である。

以 上